

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| <p>地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号により随意契 約をすることができる場合</p> | <p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p> |
|--|---|
| <p>「特定の者でなければ供給 することができないものを調 達するとき」及び「財産の売 払い、物件の貸付けその他の 県の収入の原因となる契約で あって、価格競争により契約 の相手方を決めることが困難 又は不適当なものをするとき 」以外の場合であって、契約 の性質又は目的が競争入札に 適しない特別の事情がある とき。</p> | <p>1 契約の概要</p> <p>外科、産婦人科、小児科、救急科、麻酔科の 5 診療科（以 下、「医師不足診療科」という。）へ進む医師を増やすため、 県内外の医学生や初期臨床研修医等に対して、医師不足診療 科の魅力を伝える研修会、講演会等の事業を実施する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説 明</p> <p>本事業は、医学生や初期臨床研修医等を対象とした事業で あり、岐阜大学医学部や臨床研修病院、及び関係する各医学 会（小児科学会、産婦人科学会等）と密接に連携しながら、 医師不足診療科の魅力ややりがいを実感できる効果的な研修 会等を企画および実施する必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説 明</p> <p>岐阜大学医学部は、県内唯一の医育機関として医学生育成 のノウハウを有するとともに、同附属病院をはじめとする臨 床研修病院および各医学会に太いパイプを有している。 医学生や研修医のニーズを的確に捉えながら、関係機関と も密接に連携し、効果的な研修会等の企画および実施を行う ことができるのは、これらに関するノウハウと人的ネットワ ークを有する「国立大学法人東海国立大学機構」しかない。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。